

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月14日
【四半期会計期間】	第92期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	センコー株式会社
【英訳名】	SENKO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 泰久
【本店の所在の場所】	大阪市北区大淀中一丁目1番30号
【電話番号】	大阪 06（6440）5155（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員総務・経理担当 遠山 泰
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝二丁目5番6号
【電話番号】	東京 03（5730）7003（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員ケミカル物流営業本部長 和田 定晋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） センコー株式会社ケミカル物流営業本部 （東京都港区芝二丁目5番6号） センコー株式会社東京主管支店 （東京都江戸川区臨海町四丁目3番1号） センコー株式会社名古屋主管支店 （愛知県名古屋市西区牛島町5番2号）

（注） 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第92期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第91期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
営業収益(百万円)	52,838	204,293
経常利益(百万円)	1,391	6,060
四半期(当期)純利益(百万円)	688	3,061
純資産額(百万円)	50,105	49,845
総資産額(百万円)	142,927	144,064
1株当たり純資産額(円)	456.43	454.03
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	6.28	27.70
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	5.68	25.82
自己資本比率(%)	35.0	34.6
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,055	6,297
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,134	7,880
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	685	3,183
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	8,863	12,317
従業員数(人)	6,715	6,704

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに連結子会社となっております。

名称	住所	資本金 (百万円)	事業の種類別セグメントの名称	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金 援助	営業上の取引	設備の賃貸借
					当社役員 (人)	当社職員 (人)			
(連結子会社) S-TAFF(株) (注)	大阪市 北 区	45	その他事業	100.0	3	2	無	小運搬構内作業 委託	無

(注) 前連結会計年度まで持分法非適用の非連結子会社でありましたが、重要性が増したことにより新たに連結子会社としたものであります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	6,715 [3,949]
---------	---------------

(注) 1. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	3,479 [1,385]
---------	---------------

(注) 1. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
 2. 従業員数には、休職者9人を含んでおりません。

第2【事業の状況】

1【営業実績】

当第1四半期連結会計期間における営業実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	営業収益（百万円）	前年同期比（％）
運送事業	31,850	-
流通加工事業	16,429	-
その他事業	4,558	-
合計	52,838	-

（注）1．セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2．上記金額に消費税等は含まれておりません。

3．主な相手先別の営業実績及びそれぞれの総営業実績に対する比率は次のとおりであります。なお、提出会社の実績が大半を占めておりますので、金額は提出会社の実績、比率も提出会社における総営業実績に対する比率を記載しております。

相手先	当第1四半期会計期間	
	金額（百万円）	総営業実績に対する比率（％）
積水ハウス株式会社	5,470	12.4

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

（1）業績の状況

当第1四半期連結期間における日本経済は、原油をはじめとする原材料価格の急激な高騰により、景気の牽引役であった企業収益・設備投資にも停滞感が強まり、厳しい状況にあります。

物流業界におきましても、依然として原油価格の高騰による消費燃料のコストアップ、公共投資および住宅関連の建設需要減少、さらには個人消費にも停滞感が強まり、国内貨物輸送量が前年を下回るという厳しい経営環境にあります。

このような環境の中、当社グループは「流通情報企業の確立」を目指した中期経営計画三ヵ年計画の2年目として、「流通SCM（サプライチェーン・マネジメント）」の提供により、量販店・小売物流を中心とした業務開拓を推進してまいりました。

また、新たな物流拠点として、大阪府泉大津市に「泉北バルクターミナル」、千葉県市川市に「市川ファッションロジスティクスセンター」を開設いたしました。

この結果、連結営業収益は528億38百万円となりました。

一方、利益面におきましては、連結営業利益は13億63百万円、連結経常利益は13億91百万円となり、連結四半期純利益は6億88百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

運送事業

運送事業では、前連結会計年度に実施した大型設備の開設効果と、一部燃料コストアップ分の料金是正が実施できたことにより、事業収入は318億50百万円、営業利益は6億83百万円となりました。

流通加工事業

流通加工事業では、前連結会計年度に開設した「厚木ロジスティクスセンター」、「西神戸PDセンター」および当第1四半期連結期間に開設した「市川ファッションロジスティクスセンター」の開設効果により、事業収入は164億29百万円、営業利益は6億26百万円となりました。

その他事業

その他事業では、石油販売事業において販売単価上昇による影響等により事業収入は45億58百万円、営業利益は62百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前期末に比べ34億54百万円減少し、88億63百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、20億55百万円の支出となりました。これは、税金等調整前四半期純利益が13億47百万円となったものの、仕入債務の減少が、13億1百万円、法人税等の支払額が14億64百万円となったこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、21億34百万円の支出となりました。これは、有形固定資産の取得に10億92百万円支出したこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、6億85百万円の収入となりました。これは、短期借入金の純増13億円等によるものです。

(3) 対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

前連結会計年度末において計画中であった設備の新設、除却等のうち、当第1四半期連結会計期間において完成したものは次のとおりであります。

事業の種類別 セグメントの名称	設備名	金額(百万円)	着手年月	完了年月
運送事業他	車両代替及び増車	141	H20.4	H20.6
流通加工事業他	荷役設備代替及び増設	97	H20.4	H20.6
その他事業	その他生産設備・非生産性設備	1,555	H20.4	H20.6
合計		1,793		

(注) 上記金額に消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	294,999,000
計	294,999,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	111,746,167	111,746,167	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	-
計	111,746,167	111,746,167	-	-

(注)「提出日現在発行数」には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年6月28日定時株主総会決議(第1回新株予約権(株式報酬型ストックオプション))

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	61(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1(注)2
新株予約権の行使期間	自平成19年7月21日 至平成39年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員 のいずれかの地位を有する時は新株予約権を行使する ことが出来ない。(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する ものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式数は、1,000株です。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

2. 各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより

交付をうけることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権行使期間の満了日まで、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとする。

4. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとし

す。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

平成19年6月28日定時株主総会決議（第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション））

	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	16（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	16,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1（注）2
新株予約権の行使期間	自平成19年7月21日 至平成39年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	発行価額 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれかの地位を有する時は新株予約権を行使することが出来ない。（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1．新株予約権1個当たりの目的たる株式数は、1,000株です。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を助案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

2．各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付をうけることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とします。

3．新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権行使期間の満了日まで、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとする。

4．当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成19年7月3日取締役会決議（2012年7月20日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	5,000
新株予約権の数（個）	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	11,441,647 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 437 (注) 2
新株予約権の行使期間	自平成19年8月3日 至平成24年7月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	発行価額 437 資本組入額 219 (注) 3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 本新株予約権の行使により、発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）すべき当社普通株式の数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額（500万円）の合計額を、下記(注) 2により決定される転換価額で除した数とします。但し、本新株予約権の行使の際に生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、当社は会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算します。なお、下記転換価額で算出される新株予約権の目的となる株式の数の最大整数は、第1四半期会計期間末現在で11,441,647株です。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1)各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。
- (2)2008年7月8日（日本時間、以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の5連続取引日の株式会社東京証券取引所（又は当社がDaiwa Securities SMBC Europeと協議の上決定したその他の証券取引所）が公表した当社普通株式の普通取引の終値の平均値の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「決定日株価」という。）が、当該決定日において効力を有する転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、2008年7月22日（日本時間、以下「効力発生日」という。）以降、当該決定日株価（但し、決定日の翌日から効力発生日までに効力の発生する下記(3)の調整を受ける。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、下限転換価額（以下に定義する。）未満となる場合は、修正後転換価額は、下限転換価額とします。「下限転換価額」とは、決定日において効力を有する転換価額の80%に相当する価額（但し、決定日の翌日から効力発生日までに効力の発生する下記(3)の調整を受ける。）の1円未満の端数を切り上げた金額をいいます。

- (3) 転換価額は、当社が本新株予約権付社債発行後、当社普通株式の時価を下回る金額で新たに普通株式を交付する場合には、次の算式により調整されます。なお、次の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式（当社の保有するものを除く。）の総数を指します。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数} \times 1 \text{株当たり時価}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整されることがあります。但し、当社のストック・オプション・プランに基づく場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われません。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社が組織再編等を行う場合、その時点において（法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果）法律上実行可能であり、その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能で、これにつき Daiwa Securities SMBC Europe との間で合意し、かつその全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出（租税負担を含む。）を当社又は承継会社等（以下に定義する。）に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせるよう最善の努力をしなければなりません。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって本新株予約権付社債又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社を総称するというものとします。

- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりです。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（ ）又は（ ）に従う。なお、転換価額は上記1と同様の調整に服する。

- () 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- () 組織再編等の場合（当社及び承継会社等が上記（ ）の代わりに本（ ）の適用を選択した場合には、合併、株式交換又は株式移転の場合を含む。）には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使できる期間

当該組織再編等の効力発生日又は承継会社等の新株予約権が交付された日のいずれか遅い方の日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された社債と分離して譲渡できない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	-	111,746	-	18,295	-	16,386

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,024,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 108,936,000	108,936	-
単元未満株式	普通株式 786,167	-	-
発行済株式総数	111,746,167	-	-
総株主の議決権	-	108,936	-

(注) 「単元未満株式」の欄には、自己株式789株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
センコー株式会社	大阪市北区大淀中一丁目1番30号	2,024,000	-	2,024,000	1.81
計	-	2,024,000	-	2,024,000	1.81

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	399	392	434
最低(円)	338	341	378

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、大手前監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,863	12,317
受取手形及び営業未収入金	26,834	26,701
商品	532	593
販売用不動産	23	23
貯蔵品	104	103
仕掛品	677	501
その他	4,786	3,925
貸倒引当金	14	19
流動資産合計	41,809	44,148
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 33,759	1 33,955
土地	33,439	33,214
その他(純額)	1 6,667	1 6,108
有形固定資産合計	73,865	73,277
無形固定資産	2 1,862	2 1,803
投資その他の資産		
差入保証金	7,991	7,721
繰延税金資産	5,029	5,147
その他	12,587	12,184
貸倒引当金	217	218
投資その他の資産合計	25,389	24,834
固定資産合計	101,118	99,916
資産合計	142,927	144,064

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	19,870	19,995
短期借入金	13,918	12,698
1年内償還予定の社債	7,000	-
未払法人税等	128	1,566
賞与引当金	1,580	2,715
役員賞与引当金	16	77
その他	6,979	7,144
流動負債合計	49,493	44,197
固定負債		
社債	-	7,000
転換社債型新株予約権付社債	5,000	5,000
長期借入金	25,145	25,210
退職給付引当金	9,213	9,334
役員退職慰労引当金	35	35
特別修繕引当金	30	15
その他	3,904	3,425
固定負債合計	43,328	50,021
負債合計	92,822	94,219
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,295	18,295
資本剰余金	16,553	16,553
利益剰余金	15,799	15,554
自己株式	720	717
株主資本合計	49,928	49,686
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	135	97
繰延ヘッジ損益	0	-
為替換算調整勘定	11	32
評価・換算差額等合計	148	129
新株予約権	25	26
少数株主持分	2	2
純資産合計	50,105	49,845
負債純資産合計	142,927	144,064

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
営業収益	52,838
営業原価	48,644
営業総利益	4,194
販売費及び一般管理費	2,831
営業利益	1,363
営業外収益	
受取利息	36
受取配当金	182
その他	140
営業外収益合計	358
営業外費用	
支払利息	216
その他	114
営業外費用合計	330
経常利益	1,391
特別利益	
受取補償金	110
特別利益合計	110
特別損失	
リース解約損	116
固定資産除却損	37
特別損失合計	154
税金等調整前四半期純利益	1,347
法人税、住民税及び事業税	78
法人税等調整額	580
法人税等合計	658
少数株主利益	0
四半期純利益	688

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,347
減価償却費	895
固定資産除却損	37
退職給付引当金の増減額(は減少)	121
賞与引当金の増減額(は減少)	1,142
受取利息及び受取配当金	218
支払利息	216
売上債権の増減額(は増加)	46
たな卸資産の増減額(は増加)	116
仕入債務の増減額(は減少)	1,301
その他	41
小計	489
利息及び配当金の受取額	56
利息の支払額	157
法人税等の支払額	1,464
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,055
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	1,092
有形固定資産の売却による収入	18
投資有価証券の取得による支出	22
投資有価証券の売却による収入	0
関係会社株式の取得による支出	134
関係会社出資金の払込による支出	47
その他	856
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,134
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	1,300
長期借入金の返済による支出	145
自己株式の取得による支出	3
自己株式の売却による収入	0
配当金の支払額	412
その他	53
財務活動によるキャッシュ・フロー	685
現金及び現金同等物に係る換算差額	9
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,513
現金及び現金同等物の期首残高	12,317
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	59
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,863

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項 の変更</p>	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、S - T A F F 株式会社は重要性が増したた め、連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 33社</p>
<p>2. 会計処理基準に関する事 項の変更</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の 変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産 については、従来、商品については主と して先入先出法に基づく原価法、販売用 不動産及び仕掛品については個別法に 基づく原価法によっておりましたが、当 第1四半期連結会計期間より「棚卸資 産の評価に関する会計基準」(企業会 計基準第9号 平成18年7月5日)が適 用されたことに伴い、商品については主 として先入先出法に基づく原価法(貸 借対照表価額については収益性の低下 に基づく簿価切下げの方法)、販売用不 動産及び仕掛品については個別法に基 づく原価法(貸借対照表価額につい ては収益性の低下に基づく簿価切下げの 方法)により算定しております。 これによる、連結損益計算書への影響 はありません。</p>

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)</p>
	<p>(2) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)</p>
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	<p>一般債権の貸倒見積高の算定については、当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末で用いた貸倒実績率を使用しております。</p>
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断については、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予想やタックスプランニングを使用しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)									
1 有形固定資産の減価償却累計額 56,430百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 55,830百万円									
2 のれん 901百万円 その他 961百万円	2 のれん 913百万円 その他 890百万円									
3 偶発債務 手形信託に係る偶発債務 手形債権流動化による買戻し条件付手形売却額 1,369百万円に伴う買戻し義務限度額345百万円が あります。	3 偶発債務 (1) 保証債務 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被保証者</th> <th style="text-align: center;">保証金額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">新栄運輸株式会社</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">リース債務に対す る連帯保証</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> (2) 手形信託に係る偶発債務 手形債権流動化による買戻し条件付手形売却額 1,386百万円に伴う買戻し義務限度額301百万円が あります。	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容	新栄運輸株式会社	0	リース債務に対す る連帯保証	計	0	-
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容								
新栄運輸株式会社	0	リース債務に対す る連帯保証								
計	0	-								

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次の通り であります。
給与手当 950百万円
賞与引当金繰入額 173百万円
役員賞与引当金繰入額 16百万円
退職給付引当金繰入額 71百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸 借対照表に記載されている現金及び預金勘定の残高 とは一致しております。

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 111,746,167株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,031,397株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社 25百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	438	4.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

項目	運送事業 (百万円)	流通加工事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益						
(1) 外部顧客に対する営業収益	31,850	16,429	4,558	52,838	-	52,838
(2) セグメント間の内部営業収益または振替高	806	971	3,205	4,984	(4,984)	-
計	32,657	17,401	7,764	57,823	(4,984)	52,838
営業利益	683	626	62	1,372	(9)	1,363

(注)1. 事業区分は、事業内容及びその相互関連性に基づき区分しております。

2. 各事業の主な内容

(1)運送事業	貨物自動車運送事業、特別積合せ貨物運送、貨物自動車利用運送事業、鉄道利用運送事業、海上運送事業及び内航運送業、港湾運送事業、国際運送取扱業等
(2)流通加工事業	倉庫業、荷主の構内における原材料及び製品の包装・移動等の作業、物流センターの運営等
(3)その他事業	石油類販売事業、情報処理機器販売業、情報処理受託業、自動車修理事業等

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

全セグメントの営業収益の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外営業収益】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外営業収益は連結営業収益の10%に満たないので、海外営業収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 456円43銭	1株当たり純資産額 454円03銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	6円28銭
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	5円68銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益金額(百万円)	688
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	688
期中平均株式数(千株)	109,719
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	-
普通株式増加数(千株)	11,518
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月11日

センコー株式会社
取締役会 御中

大手前監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 芳朗 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大橋 博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセンコー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、センコー株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。